

○山鹿植木広域行政事務組合条件付一般競争入札実施要綱

令和4年4月1日

告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本組合の工事又は製造の請負、物件又は役務の調達その他の契約(以下「組合契約」という。)を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5の2の規定に基づく一般競争入札(以下「条件付一般競争入札」という。)に付す際の手続について、山鹿植木広域行政事務組合財務規則(昭和48年規則第1号)第7条の規定によりその例によることとされる山鹿市契約規則(平成29年山鹿市規則第22号。以下「市規則」という。)、山鹿植木広域行政事務組合競争入札心得(平成9年告示第5号)その他法令、条例、規則等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事前審査型入札 条件付一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)に必要な資格(以下「参加資格」という。)の審査を入札前に行った上で、参加資格を有すると認定された者により行わせる入札をいう。
- (2) 事後審査型入札 条件付一般競争入札において最低の価格をもって申込みをした者(令第167条の10の規定により落札者とならなかった者を除く。以下「落札候補者」という。)の参加資格の審査を入札後に行い、その者が参加資格を有すると認定された場合に落札者として決定する入札をいう。

(入札手続)

第3条 条件付一般競争入札は、事後審査型入札により行うものとする。ただし、入札前に参加資格の審査をする必要があると認められる組合契約については、事前審査型入札により行うものとする。

(入札保証金)

第4条 条件付一般競争入札に係る入札保証金は、免除するものとする。

(事前審査型入札に係る参加資格)

第5条 事前審査型入札の入札参加者は、入札の参加に係る書類の提出期限の日から落札者の決定の日までの間において、入札公告(市規則第5条第1項の規定による公告をいう。以下同じ。)に示す参加資格のほか、次に掲げる条件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 令第167条の4第1項各号及び同条第2項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 市規則第4条第1項の規定による一般競争入札の入札参加者として必要な資格を有する旨の認定を受けていること。
- (3) 山鹿植木広域行政事務組合契約に係る指名停止等の措置要綱(平成13年告示第4号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止の事実がある等経営状態が著しく不健全でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者にあつては、これらの手続開始決定後、第2号に規定する認定を受けていること。
- 2 組合契約のうち建設工事（建設業法（昭和24年法律100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）の請負又は工事に係る業務委託の契約（以下「組合工事等」という。）に係る事前審査型入札の入札参加者は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項に関して入札公告に示す条件に該当する者でなければならない。
- (1) 条件付一般競争入札に付する工事の種類に係る経営事項審査（建設業法第27条の23第1項の規定による審査をいう。以下同じ。）の結果に関する事項
 - (2) 条件付一般競争入札に付する工事の種類に係る格付（山鹿植木広域行政事務組合一般競争入札等の参加資格及び工事入札格付審査要綱（令和4年告示第5号）第6条第1項に規定する格付をいう。）に関する事項
 - (3) 営業所の所在地に関する事項
 - (4) 条件付一般競争入札に付する工事の設計者と入札参加者との関係性に関する事項
 - (5) 入札参加者同士の関係性に関する事項
 - (6) 施工実績及び配置予定技術者に関する事項
 - (7) 特定建設工事共同企業体の構成員に関する事項
（事後審査型入札の参加資格）

第6条 前条第1項の規定は、事後審査型入札の入札参加者の参加資格について準用する。

- 2 前条第2項（第7号を除く。）の規定は、組合工事等に係る事後審査型入札の入札参加者の参加資格について準用する。

（参加資格の確認に必要な提出書類等）

第7条 入札参加者は、次に掲げる書類のうち入札公告において指定するもの（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- (1) 参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）（様式第2号）
- (3) 業態カード（様式第3号）
- (4) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第4号）の写し
- (5) 入札公告に示す営業所の所在地が山鹿市以外の地域を含む場合には、そのことを明らかにする書類
- (6) 経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の写し（特定共同企業体である場合は、全ての構成員に係るもの）
- (7) 同種工事の施工実績調書（様式第5号）及びその記載内容を証するために必要な書類
- (8) 配置予定技術者の資格及び施工経験調書（様式第6号）並びにその記載内容を証するため必要な書類

- (9) 配置予定技術者が施工中の他の工事に従事している場合には、従事状況等調書（様式第7号）及びそのことを明らかにする書類
- (10) 役員及び株主（出資者）調書（様式第8号）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者の参加資格の確認に必要と認める書類

第8条 申請書等を提出することができる期間は、原則として、事前審査型入札にあっては入札公告を開始した日の翌日から起算して8日間、事後審査型入札にあっては開札日の翌日から起算して2日間とする。この場合において、当該期間には、山鹿植木広域行政事務組合の休日を定める条例（平成6年条例第1号）第1条に規定する組合の休日を含まないものとする。

2 申請書等は、入札公告で示す方法により提出しなければならない。

3 入札参加者が第1項に規定する期間内に申請書等を提出しない場合は、事前審査型入札にあっては当該競争入札に参加することができないものとし、事後審査型入札にあっては落札者の決定をしないものとする。

（参加資格等の決定）

第9条 条件付一般競争入札の参加資格は、別に定めるところにより置く山鹿植木広域行政事務組合契約等審査委員会において審査の上、決定するものとする。

（参加資格の結果通知等）

第10条 条件付一般競争入札に係る参加資格の審査結果は、原則として、第8条第1項に規定する申請書等の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に入札参加者又は落札候補者に対して参加資格を確認した旨を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めるときは、その理由を付すとともに、その理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。

（参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

第11条 前条後段の規定により参加資格がない旨の通知を受けた者は、原則として当該通知の日の翌日から起算して5日以内に、管理者に対し、参加資格がないと認めた理由についての説明を書面により求めることができるものとする。

（参加資格の取消し等）

第12条 管理者は、参加資格がある旨の通知を受けた者が第5条又は第6条に規定する要件を満たさなくなると認めるときは、その者に係る参加資格を取り消し、その旨を当該者に対し通知するものとする。

2 管理者は、条件付一般競争入札に参加した者が入札後又は開札後に参加資格を満たさなくなった場合（同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の対象工事を落札した、又は落札候補者になったことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合を含む。）において、直ちにその旨の申出を行わなかったときは、指名停止要綱に基づき、指名停止を行うものとする。

（入札に係る公表）

第13条 管理者は、条件付一般競争入札が終了するまで、当該入札に参加した者を公表しない。

2 事後審査型入札に係る開札結果は、原則として、申請書等の提出期限の日の翌日から起算して5日以内に入札参加者に対して交付するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、条件付一般競争入札の実施に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

参加資格確認申請書

（宛先）山鹿植木広域行政事務組合
管理者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記案件に係る競争入札に参加する資格について、入札者に必要な資格に関する事項を全て満たしていることを確認されたく、所定の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公 告 日 年 月 日

2 番 号 山広 第 号

3 件 名

4 場 所 山鹿市 地内

【問い合わせ先】

部 署： 支店 部 課

担当者名：

電話番号：

建設工事入札参加資格審査申請書

（特定建設工事共同企業体）

年 月 日

（宛先）山鹿植木広域行政事務組合
管理者

共同企業体の名称 _____ 建設工事共同企業体

代表構成員の所在地
商号及び代表者 _____

構成員の所在地
商号及び代表者 _____

構成員の所在地
商号及び代表者 _____

このたび、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、上記のとおり共同企業体を結成したので、山鹿植木広域行政事務組合が発注する次の工事の入札に参加したく、共同企業体協定書（写）を添えて入札参加資格の審査を申請します。

1 番 号 _____

2 件 名 _____

なお、この建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、山鹿植木広域行政事務組合発注の上記工事について、次の権限を当共同企業体代表構成員に委任します。

- 1 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- 2 工事の請負契約に関する一切の権限
- 3 工事請負代金及び前払金の請求並びに受領に関する一切の権限
- 4 上記権限の範囲内において、副代理人を選任する権限
- 5 その他工事の施工に関し、諸届及び報告の提出に関する一切の権限

※ 構成員数に応じ、署名欄を加除して使用すること。

業 態 カ ー ド

1 共同企業体の名称	建設工事共同企業体			2 代表者の 名称及び氏名								
3 共同企業体事務所の所在地	〒			電話番号	()							
4 構成員の内容				経営事項審査結果								
				建設工事の種類別 年間平均完成工事高		経営規模	技術職員数			営業 年 数	総合 評 点	格 付
許可番号 年 月 日	営業所所在地	商号又は名称 代表者氏名	出資割合 (%)	種類	金額(千円)	自己資本額 (千円)	1 級	2 級	その 他			
(-) 第 号 . .												
(-) 第 号 . .												
(-) 第 号 . .												
5 入札見積及び契約に基づく行為に 使用する印鑑		備 考	1 構成員の決算期									

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当特定建設工事共同企業体は、次の事業を連帯して営むことを目的とする。

- (1) 山鹿植木広域行政事務組合発注に係る _____ 工事
（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当特定建設工事共同企業体の名称を、 _____ 建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体の事務所を _____ 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後6か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 商号又は名称 代表者	
所在地 商号又は名称 代表者	
所在地 商号又は名称 代表者	

（代表構成員の名称）

第6条 当企業体は、 _____ を代表構成員とする。

（代表構成員の権限）

第7条 当企業体の代表構成員は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、次の権限を有するものとする。

- (1) 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- (2) 工事の請負契約に関する一切の権限
- (3) 工事請負代金及び前払金の請求並びに受領に関する一切の権限
- (4) 上記権限の範囲内において、副代理人を選任する権限
- (5) その他工事の施工に関し、諸届及び諸報告の提出に関する一切の権限

(構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。なお、当該建設工事について、山鹿植木広域行政事務組合と契約内容の変更増減があっても、各構成員の出資割合は変わらないものとする。

_____	_____ %
_____	_____ %
_____	_____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員全員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上、決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、建設工事の請負契約の履行、下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資割合により構成員全員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資割合により構成員全員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、山鹿植木広域行政事務組合及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成するまでは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が連帯して建設工事を完成させなければならない。
- 3 第1項の規定により、構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、山鹿植木広域行政事務組合及び構成員全員の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産または解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産または解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、山鹿植木広域行政事務組合及び構成員全員の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、建設工事につき契約不適合があったときは、構成員全員が連帯してその責任を負うものとする。

(協定書に定めがない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外____社は、上記のとおり、特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所有するものとする。

年 月 日

代表構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者	_____ 印
構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者	_____ 印
構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者	_____ 印

※ 構成員数に応じ、第5条、第8条及び署名欄を加除して使用すること。

同種工事の施工実績調書

会社名： _____

工事 名称 等	工 事 名	
	発注機関名	
	工 事 場 所	
	請 負 代 金	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態等	単体/JV（出資比率： ）
工事 概要	工 事 内 容	
	CORINS 登録	有 ・ 無

【添付書類】

ア 一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」(以下「CORINS」という。)に登録されている処理区分が竣工登録である登録内容確認書(以下「竣工時登録内容確認書」という。)の写し。

ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSの竣工時登録内容確認書に代えて、契約書の写し(当該工事が、共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写しを含む。)

イ その他入札公告に掲げる条件を満たす工事であることを確認できる書類

(設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写真、建築物にあっては建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく検査済証の写し等)

配置予定技術者の資格及び施工経験調書

会社名： _____

配置予定技術者の氏名	
最 終 学 歴	
法令による資格・免許	

施工経験を問わない場合は、以下記載不要

施工 経験	工事 名称 等	工 事 名	
		発注機関名	
		工事場所	
		請負代金	
		工 期	年 月 日～ 年 月 日
		受注形態等	単体/JV（出資比率： %）
	従事役職	監理技術者・主任技術者・現場代理人・その他（ ）	
	工事 概要	工 種	
		工事内容	
		CORINS 登録	有 ・ 無

※ 特定建設工事共同企業体の代表構成員及び構成員が配置する技術者は、それぞれ提出すること。

配置予定技術者の申請時における
他工事の従事状況等調書

会社名： _____

申請時における他工事の従事状況等	工事名称	
	発注機関名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	従 事 役 職	
	当該工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録	有 ・ 無

【添付書類】

記載内容が確認できる契約書の写し等

役員及び株主（出資者）調書

会社名： _____

1 役員一覧

氏 名	役 名	他の建設業者の役員就任状況

2 株主（出資者）一覧

株主（出資者） 名	住 所	所有株数又は 出資の価額	他の建設業者の役員就任状況 又は建設業許可番号
計			

※ 株主（出資者）一覧には、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載する。

※ 「株主（出資者）名」の欄には、株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合には、その者の氏名を記載する。

※ 「所有株数又は出資の価額」の欄には、株数を記載するときは「株」と、出資の価額を記載するときは「円」とその単位を必ず記載する。

※ 役員に監査役は含まない。